

高額な外来診療を受けるかたへ

4月1日から、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証を提示すれば、ひと月の医療機関等の窓口での支払が一定の金額にとどめられます。

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後で医療保険者から高額療養費としてお返ししていましたが、4月1日からは、現在の入院と同様、医療機関等に限度額適用認定証等を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要がなくなります。また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取り扱いを受けることができるようになります。

限度額認定証等は、加入する医療保険者に事前に申請し、交付を受ける必要があります。

ただし、3月31日以前に交付を受けた限度額認定証等は、経過措置を設けていますので記載されている有効期限まで使用できます。

【国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者】

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
・70歳未満のかた ・70歳以上の非課税世帯のかた	町民課(役場1階2番受付)に「認定証」(限度額適用認定証)の交付申請をしてください。 ▲申請に必要なもの 保険証・印鑑	「認定証」を窓口に表示してください
・70歳以上75歳未満で、非課税世帯ではないかた	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口に表示してください
・75歳以上(※)で、非課税世帯ではないかた	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口に表示してください

(※)65歳から74歳の障害認定を受けているかたを含みます

●「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。

→高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、白鷹町国民健康保険または山形県後期高齢医療広域連合から支給されます。

■国民健康保険・後期高齢者医療制度の問い合わせ 町民課国保医療係 (☎85-6130)

協会けんぽ山形支部からのお知らせ

平成24年度の健康保険料率が変わります

全国健康保険協会(協会けんぽ)山形支部の健康保険料率が、平成24年3月分(4月納付分)より現行の9・45%から9・96%に改定されます。

厳しい経済情勢の中ではありますが、加入者のみなさまの医療・健康・生活を支えるため、ご負担についてご理解くださいますようお願いいたします。

▼主な要因	高齢化などで増え続ける医療費と、不況により低迷する賃金、高齢者医療制度などへの拠出金負担によるもの
▼負担額の目安	月収24万円の場合で月額612円、月収40万円の場合だと1045円の増(※保険料は労使折半ですので、事業主のかたも同額の負担増となります。)
▼その他	介護保険料率も現行の1・51%から1・55%に改定され、40～64歳までのかたの健康保険料率は、合わせて11・51%になります。

■問い合わせ 全国健康保険協会山形支部企画総務グループ (☎023-629-7226)